

# 2021年度 メキシコ税制改正の概要

KPMG in Mexico

2020年9月8日、連邦政府は、2021年度の予算案を議会へ提出しました。現在織り込まれている2021年度税制改正に関しては、実際のところ大きな変更点はございませんが、我々日系企業に影響がありそうな内容につきまして以下その概要を説明いたします。

また、以下にスペイン語版での弊法人の[Newsletter原文リンク](#)を添付しておりますので、必要に応じてご参照ください。

## 目次

1. 経済政策の前提等
2. 連邦税務法典（CFF）の改正
3. 所得税法（LISR）の改正
4. 付加価値税法（LIVA）の改正
5. 生産・サービス特別税（IEPS）の改正

# 1. 経済政策の前提等

## 経済政策の前提

2021年度における経済政策の前提は、以下のとおりとなります。

歳入	6兆2,950億MXN <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得税 (ISR) : 1兆908億MXN</li> <li>● 付加価値税 (IVA) : 978億MXN</li> <li>● 生産・サービス特別税 (IEPS) : 510億MXN</li> </ul> ※IVAとIEPS徴収額がCOVID-19による経済活動、消費の落ち込みを考慮して前年比減少を見込むも、税金全体としては所得税の増収を織り込むことで前年比0.7%増を見込んでいます。
GDP成長率	4.6%
インフレ率	3%
平均原油価格	42.1 USD／バレル
為替レート	年間平均22MXN／USD
金融機関への預金利息 に対する源泉所得税率	0.97% (2020年度は、1.45%)

## サーチャージ (遅延利息)

現行のサーチャージが2021年度も継続される見通しとなります。

サーチャージ	月次レート
Extension	0.98%
12カ月未満	1.26%
12カ月～24カ月	1.53%
24カ月超	1.82%

## 税制インセンティブ

2021年度の税制インセンティブについては、最終消費用ディーゼル取得のために支払われたIEPSの所得控除に係るインセンティブ等が前年から引き継いで今年度も提案されています。

- ビジネス活動目的で使用される機械全般、および船舶用ディーゼル
- 農林業活動目的で使用されるディーゼル
- 貨物輸送もしくは乗客用に使用される交通機関として使用される自動車のディーゼル
- 公的または私的貨物輸送を行う納税者に対する全国有料道路の通行料金50%クレジット付与

## 2. 連邦税務法典（CFF）の改正

### 濫用防止規制

2020年の税制改正において、事業上の合理的な理由がなく税務メリットのみを生むような法的行為に対抗するために、濫用防止規制が規定されました。これに起因し、2021年度の改正において法的確実性を増すために税務と刑法上の影響を明確に切り離すことが提案されています。

つまり濫用防止規制の適用があるケースにおいて当局が行う税務上の罰則はあくまで行政上の処分である税務上の手続きの範囲のものであり、連邦、州の刑法に基づく刑事手続きとは異なるものであることを明確化することを意図しています。

### 電子スタンプの制限

不法な取引があった場合、メキシコ国税庁（SAT）には納税者の電子スタンプ使用を制限できる権限が与えられていますが、その制限解除についての日数規定が新たに提案されています。

電子スタンプの使用が制限された納税者が、当局へ解除を申し立てることができる期限を、使用が制限されてから40営業日以内と期間設定する、さらに納税者から提出された申し立てを税務当局が確認するための期間を3営業日から10営業日に延長することとしています。

### 還付手続き

納税者による税金の還付請求に関して、納税者の現住所またはその他の納税者情報の住所がRFC（納税者番号）登録情報と異なる場合、納税者によりその理由を明確にすることが要求され、その要求を何らかの事情により果たせない場合、その還付手続きは認められないという規定が提案されています。

### 連帯責任

ある納税者に対する調査を当局が行う際に、その納税者とコンタクトがとれない等徴税行為を実施する制限があるケースにおいて、その納税者のグループ企業である在メキシコ企業または海外居住者で恒久的施設（PE）を持つ企業に対して連帯責任が生じるものと規定して徴税を行えることが提案されています。

### RFC登録

企業からのRFC登録情報には、株主の情報を含める必要があることを明確にし、この情報に変更または追加があった場合に随時更新する必要があることを明文化しています。

また、会社の清算や会社の合併を要因としたRFCのキャンセルを行うにあたり、納税者側が満たすべき最小要件を以下のように新たに規定しています。

- キャンセル申請時に係争案件を持っていないこと、税務調査を受けていないこと

- 当局に提出済の申告情報が、その納税者が発行したあるいは受け取ったデジタルインボイス（CFDI）と一致していること
- 企業が、連邦税法典第69条、69-B条および69-B条Bisに公開されたリスト（いわゆるブラックリスト納税者）には含まれていないこと

## 会計文書保存期間

税務上の規定として納税者の会計情報は5年間保有することが求められていますが、納税者の行う増減資、配当およびCUCA（税務上の資本）やCUFIN（税務上の未処分利益）の計算の情報については、その会社が存続している全期間にわたって当該関連する会計情報を維持することが新たに提案されています。

## 資産の差押え

納税者が税務調査から免れるために住所をRFC登録のものから変更することがあり、それに対する当局側の対応として当該納税者の銀行口座の凍結や資産の差押えが実施されることとなります。現状において当該対応の対象は、当該納税者および連帯責任者となっていますが、2021年度の改正において当該対象範囲を関連のある第三者にまで広げることが提案されています。

## 税務調査における訪問調査に関する規定の改正

以下のような改正内容が提案されています。

- 税務調査を受けた際に記録書類への署名やその写しの受理を納税者が拒否した場合でも、これらの文書の効力が無効になることはないこと
- 税務当局による立会調査時に使用される、写真やビデオカメラ、テープレコーダー、携帯電話などの電子機器による事実証拠は有効となること
- 納税者の活動範囲が及ぶ場所はすべて税務調査の訪問対象にできること。また、当局による税務調査がすでに実施された場所であっても、必要に応じて複数回の訪問を許可することも容認されること
- 税務調査の際に要求された依頼資料の提示の際に、納税者側が即時の提供が難しい、または入手が困難な報告書や資料の場合は、10営業日の提出期間の猶予が与えられること

## スペイン語以外の言語の文書

当局への不服申し立ての手続きに関して、その迅速化を目的とし、スペイン語以外の言語の文書を提出する納税者は、対応する翻訳書類を添付する必要があることが新たに提案されています。

## プロデコン関与による合意形成 (Acuerdo conclusivos) について

税金の還付、税務紛争の解決、税務調査の過程・結果において納税者がプロデコンを関与させて解決を意図する場合、そのための申請提出の期限は、税務調査終了日（発見事項の最終伝達日）、または更正通知受領日から15営業日までに行うことが提案されています。

## 3. 所得税法 (LISR) の改正

### 非営利団体に対する課税の強化

実際には経済的目的を追求している団体であるにも関わらず、非営利法人を装っている団体、企業があることを規制するために以下の改正が提案されています。

- 収入の50%以上が認可を与えられている活動以外による団体に対しては、非営利団体として当局が与えている税免除の認可を取り消すことが提案されています。

現状においては、企業目的に関連しない収入が10%を超過する場合にその収入が課税対象とされる規定が存在していますが、この規定が成立した場合、課税対象となる事業収入が全体の50%を超過してしまった場合、認可自体が取り消されることとなります。

- また同様の趣旨から、非営利団体によって行われる支払いにはすべてCFDIによるサポートが必要と提案されています。
- 非営利法人が非課税で寄付を受けるための認可の取消しについてはさらに次の項目が提案されています。
  - a) 認可された企業目的以外の目的で資産を形成している場合
  - b) 寄付者へのCFDIが発行されていない場合
  - c) 義務違反が当局によって発見された場合
  - d) 連邦税法典69-B条のリストに含まれている（違反行為をしている）場合
  - e) 以前に認可が取り消された寄付団体の法定代理人、パートナー、または関係者がその一員である場合

## 4. 付加価値税法 (LIVA) の改正

### オンラインプラットフォームを介したデジタルサービスに対する課税の強化

2020年の税制改正に関連し、オンラインプラットフォームを介してデジタルサービスを提供する企業等に対する課税について追加提案を行っています。

- デジタルサービスを提供する企業に対するそのサービス提供や商品の売買については2020年6月より新たにIVAを課すことが実行されておりますが、例外として中古品の販売に関してオンライン上で仲介サービスを行う企業は免除されておりました。今回の改正によりその例外規定の排除が提案されています。

- メキシコにPEを持たない外国居住者がメキシコ居住者に対して当該オンラインでのデジタルサービスを行う場合、IVAの源泉徴収義務が発生することと規定されていますが、当該源泉義務を順守することで、RFCの登録や申告といったメキシコ国内での税務上の義務が免除される規定が新たに提案されています。

## 5. 生産・サービス特別税（IEPS）の改正

### 自動車用燃料

原油価格の変動によってガソリン価格が変動する場合でも、ガソリンに対するIEPSの徴収額は一定に保ち増額減額は行わないという規制が提案されています。

[参考] 2020年におけるガソリンにかかるIEPS額は、オクタン価92未満ガソリン（Magna）に対し4.95MXP／リットル、オクタン価92以上ガソリン（Premium）に対し4.18MXP／リットル

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

### 本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cardenas Dosal, S.C., the Mexican member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.